災害時要援護者の情報の共有に関する協定書

御殿場市(以下「甲」という。)と〇〇区自主防災会(以下「乙」という。)は、御殿場市災害時要援護者避難支援計画に基づく災害時要援護者に関する情報の共有について次のとおり協定を締結する。

(目的)

- 第1条 この協定は、甲と乙との協働による災害時要援護者への支援活動を行うにあたり、必要な情報の共有に関する事項を定め、もって個人情報の適正な管理に資することを目的とする。 (情報の共有と管理)
- 第2条 甲及び乙は、必要な災害時要援護者の情報を共有するものとし、当該情報については支援活動に関する目的の範囲内において使用するものとする。
- 2 災害時要援護者リスト (別紙様式。以下「リスト」という。) は甲が2部作成し、甲及び乙がそれぞれ1部ずつ保管する。

(秘密の保持)

第3条 乙及びその会員は、この協定に基づき知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。 当該会員が転居等の理由により乙を離れることとなった場合も同様とする。

(リストの返還)

第4条 乙は、リストを保有する必要がなくなった場合は、速やかにリストを甲に返還しなければならない。

(有効期間及び更新)

第5条 この協定の有効期間は、締結の日からその日の属する年度の3月31日までとし、甲又は乙から書面をもって終了を通知しない限り、1年延長するものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議して処理する。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有する。

平成○○年○○月○○日

- 甲 御殿場市萩原483番地 御殿場市長 若林 洋平
- 乙 御殿場市○○○番地○○区自主防災会会長○○○○○○